

## 平成15年度弁理士試験論文式筆記試験問題

### [著作権法]

甲は小説家である。出版社乙株式会社（以下「乙」という）の編集者丙（以下「丙」という）は、甲の短編小説を集めた短編集の出版を企図し、収録する小説の選択および掲載順序を示した原案を作成して甲に提案した。甲は、丙の原案をもとに自分で吟味し、収録する小説の選択に変更を加えた上、その配列も自分で決定した。後日、この選択、配列に全面的に従った短編集Aが乙から出版された。

その後、出版社丁株式会社（以下「丁」という）が短編集Aと全く同じ選択、配列である甲の短編集Bを誰の了解も得ることなく勝手に出版した。

短編集Aが甲の全ての短編小説を収録したものではなく、配列も時系列に並べるなどの機械的なものではないこと、および丁が短編集Aに依拠したことを前提として、以下の各問いに答えなさい。

(1) 甲は丁に対して著作権法に基づく差止を請求しうるか。その理由を明確に示した上、結論を述べなさい。

【20点】

(2) 本件では、丙が作成した著作物が仮にあったとしても、乙が著作者となる事例であるものとして考えることとする。どのような前提事実があるとそのように考えられるか説明しなさい。

【5点】

(3) 上記(2)を前提として（つまり、丙が作成した著作物が仮にあったとしても、乙が著作者となる事例であることを前提として）乙は、丁に対して著作権法に基づく差止を請求しうるか。その理由を明確に示した上、結論を述べなさい。

【25点】

## 論点[著作権法]

複数の者が創作に関わった場合における著作者の認定に関する理解を問うもの

- 参考判例：最判平成 5 年 3 月 30 日（判時 1461 号 3 頁）

( 1 )

- ・小説の著作者（著作権法 2 条 1 項 2 号）
- ・小説の著作物についての複製権（著作権法 21 条）侵害に基づく差止請求権（著作権法 112 条）
- ・編集著作物（著作権法 12 条）たる短編集の著作者（著作権法 2 条 1 項 2 号）
- ・編集著作物たる短編集についての複製権（著作権法 21 条）侵害に基づく差止請求権（著作権法 112 条）

( 2 )

- ・法人著作（著作権法 15 条）

( 3 )

- ・編集著作権（著作権法 12 条）における著作者（著作権法 2 条 1 項 2 号）
- ・選択、配列にかかる行為の分析
- ・アイデアと表現の区別 選択、配列の創作的表現を作成した者が著作者